

公立大学法人大分県立看護科学大学予算規程

平成18年 4月 1日
規程第 48 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大会計規程（以下「会計規程」という。）第10条の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）における予算の適正な編成、執行等に係る手続について必要な事項を定め、もって予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「年度計画予算」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第27条第1項に規定する年度計画を達成するために、別表の区分により措置される予算をいう。

(予算編成方針)

第3条 理事長は、会計規程第7条に規定する予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）の策定に当たっては、経営審議会において審議し、理事会の議を経て決定するものとする。

2 理事長は、予算編成方針を決定したときは、会計規程第8条第1項に定める予算責任者に通知しなければならない。

(年度計画予算の編成)

第4条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、年度計画予算を編成し、理事長に提出しなければならない。

(年度計画予算の決定)

第5条 理事長は、年度計画予算を毎事業年度の開始前に経営審議会において審議し、理事会の議を経て決定する。

(年度計画予算の配分)

第6条 理事長は、年度計画予算を決定したときは、速やかに予算を配分し、予算責任者に通知する。

2 理事長は、柔軟な業務運営を図るため、予算の一部を留保することができる。

(追加配分)

第7条 予算責任者は、追加の予算措置が必要なときには、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により追加配分を決定したときには、予算責任者に速やかに通知しなければならない。

(収入予算の確保)

第8条 予算責任者は、年度計画予算に基づき、収入予算に定める収入額の確保に努めなければ

ならない。

(支出予算の執行)

第9条 予算責任者は、年度計画予算の範囲内において、支出予算を執行しなければならない。

(予算の補正)

第10条 理事長は、本学の運営状況を勘案し、必要があると認めるときは、その内容について経営審議会において審議し、理事会の議を経て、年度計画予算を補正することができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由により、事前に前項の手続を経ることが困難な場合は、補正予算編成後速やかに前項の手続をとり、経営審議会及び理事会の追認を得るものとする。

3 理事長は、補正予算を決定したときは、速やかに追加予算を配分し、予算責任者に通知しなければならない。

(予算の流用)

第11条 理事長は、緊急かつやむを得ない事由により事前に予算の補正の手続を経ることが困難で特に必要があると認める場合は、年度計画予算の予算科目を超えて流用することができる。

2 理事長は、前項の規定により流用を決定したときは、予算責任者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の決定を行ったときは、次の理事会及び経営審議会においてこれを報告しなければならない。

(予算の繰越)

第12条 予算責任者は、次に掲げる場合には、理事長の承認を受けた上で、年度計画予算を翌年度に繰り越すことができる。

(1) 運営費交付金を財源とする業務のうち、理事長が成果の進捗を客観的に把握できるものとして指定した業務で、事業年度終了時まで当該業務が終了していない場合

(2) 契約を締結済みの調達において、本学の責によらない理由で事業年度終了時に検収が行われていない場合

(3) その他、他の法令等により認められる場合

2 理事長は、予算の繰越しの手続を承認したときは、予算責任者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の承認を行ったときは、次の理事会及び経営審議会においてこれを報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、予算の編成等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表

予算科目
業務費
教育研究経費
人件費
一般管理費
受託研究等経費